

令和8年度 鶴岡市市民まちづくり活動促進事業 （鶴岡まち活）募集要領

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業（鶴岡まち活）は…
多様なまちづくり活動や市民と行政の協働を促進する制度です。
市民のみなさんが主体的に取り組む事業を応援します！



目 次

1. 事業の概要・補助対象事業	1
(1) 基本コース	
(2) 学生コース	
(3) パートナーコース	
2. 補助対象者とししない団体	4
3. 補助対象経費一覧	5
4. 申請の流れ	6
5. 事前相談	7
6. 認定申請	7
7. 審査方法と基準	8
8. 補助対象事業に認定されたら…	9
(1) 交付申請	
(2) 事業スタート	
(3) 事業の変更（中止・廃止）	
(4) 事業完了・実績報告	
(5) 事業報告会	

【問合せ・提出先】

鶴岡市役所企画部地域振興課
〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25
電話 0235(35)1191 FAX 0235(25)2990
E-mail : chiikishinko@city.tsuruoka.yamagata.jp

藤島庁舎地域づくり推進課 0235(64)2111
羽黒庁舎地域づくり推進課 0235(62)2111
櫛引庁舎地域づくり推進課 0235(57)2111
朝日庁舎地域づくり推進課 0235(53)2111
温海庁舎地域づくり推進課 0235(43)2111

様式等は市HPに掲載しています→



1. 事業の概要・補助対象事業

「鶴岡市市民まちづくり活動促進事業（鶴岡まち活）」は、市民のみなさんが主役のまちづくりを推進するため、多様なまちづくり活動や、行政との協働を促進することを目的に、市民のみなさんが主体的に取り組む事業に対して、補助金を交付するものです。

対象となる事業は、鶴岡市内に拠点を置いて行われるものとし、次の3つの種類に分かれます。ただし、特定の個人や法人等の営利を目的とする事業や、政治、宗教、選挙活動を目的とする事業を除きます。また同一事業への交付回数は、同一年度では1回限りとし、最大3回までとします。

【募集コース・内容】

コース 内容	(1)基本	(2)学生	(3)パートナー
募集期間	追加募集:令和8年10月16日(金)まで	令和9年1月29日(金)まで随時受付※ ※ 予算がなくなり次第、募集を締め切ります。	
補助対象事業	鶴岡らしさ・地域特性を活かしてまちづくりに取り組む事業 (例:地元商店街と連携したイベントの開催、 プロを講師に招いた演奏ワークショップの開催、 など)	学生が自発的に行う地域についての学び又はまちづくりに取り組む事業 (例:学生主催のイベント開催、地元名産品の勉強会、など)	市の施設又は用地の整備、修繕又は管理を住民主体で取り組む事業 (例:町内会が主体で行う市公園のベンチ修繕、など)
補助対象	市内に拠点を置き、下記のいずれにも該当する団体		
	①5人以上で組織されていること。 ②半数以上の構成員が市内に住所を有すること。 ③地域活性化につながる公益的なまちづくり活動を行っていること。 ④団体の運営に関する定款、規約、会則等を定め、適切な会計処理が行われていること。	①3人以上で構成されていること。 ※同一世帯の構成員のみで構成されている場合は除く。 ②構成員が中学校、高等学校、高等専門学校、大学または短期大学(以下、学校という)に通学する者であること。 ③半数以上の構成員が市内に住所を有する、または市内の学校に通学する者であること。	①5人以上で組織されていること。 ②半数以上の構成員が市内に住所を有すること。 ③地域活性化につながる公益的なまちづくり活動を行っていること。 ④団体の運営に関する定款、規約、会則等を定め、適切な会計処理が行われていること。
補助金額	補助対象経費の2/3以内(上限20万円)	補助対象経費から当該事業に係る収入の額を差し引いた額(上限10万円)	補助対象経費の合計以内 ※原則、原材料等の現物支給
補助対象外事業	①特定の個人または法人その他の団体の利益を図ることを目的とする事業 ②政治、宗教または選挙活動を目的とする事業 ③施設の建設、整備又は維持管理を主な目的とする事業 ※鶴岡市の施設や土地に関する事業については、パートナーコースを活用しての実施が可能。		
補助対象外経費	①事業の実施に直接関係がない団体の経常的な運営に関する経費 ②国、県又は市の他の補助事業の対象となる経費 ③そのほか、市長が適切でないと認める経費		

(1) 基本コース

①補助対象事業

鶴岡市内に拠点を置き、鶴岡らしさ・地域特性を活かしてまちづくりに取り組む事業

【事業の例※】

- 地区の散策道を整備し、整備した散策道を記載した「里山歩きマップ」を作成。完成した散策道で様々なイベントを実施する。
- プロの演奏家を講師に招き、市内の学校の吹奏楽部員などを対象にした即興ワークショップと演奏会を開催する。
- 未就学児～小学校低学年児童とその親を対象にした、科学教室を開催する。
- 町内のゴミの分別マナー向上のため、子供会と合同の勉強会や違反ゴミ調査、会員の意識調査などを行う。

※ 同様の事業の認定を保証するものではありません。

②補助対象者

次のいずれにもあてはまる団体

- ①5人以上で組織されていること。
- ②半数以上の構成員が市内に住所を有すること。
- ③地域活性化につながる公益的なまちづくり活動を行っていること。
- ④団体の運営に関する定款、規約、会則等を定め、適切な会計処理が行われていること。

③補助金額

補助対象経費の合計額の2/3以内（千円未満切捨て）（上限20万円）とします。

ただし、事業実施による収入（※）があり、計算上自己負担額にマイナスが生じる場合は、そのマイナス分を補助金額から差し引きます。

※イベントによる売上や、参加者から徴収する参加費など

(2) 学生コース

①補助対象事業

鶴岡市内に拠点を置き、学生が自発的に行う地域についての学び又はまちづくりに取り組む事業

自分の住む地域や鶴岡市について気になっていることを調べたり、「こうしたらいんじゃないか」というアイデアを実現したりする活動を支援します。様々な場面で大人に関わってもらいながら、まちづくり活動の一步を踏み出しましょう。

【事業の例※】

○鶴岡市内をあまり知らない若者向けに、高校生がバスや電車を使った市内各駅停車の旅を提案。若者目線で駅・バス停付近のおすすめの場所、モノなどを見つけSNSで紹介する。

○子供・若者目線で自分たちの町内の防災マップを作成してみる。

※ 同様の事業の認定を保証するものではありません。

【補助対象とならない事業】

○学校の授業

○大人が中心になって実施する事業

○大人が行っていた既存事業を肩代わりする事業

②補助対象者

次のいずれにもあてはまる団体

①3人以上で構成されていること。

※同一世帯の構成員のみで構成されている場合は除きます。

②構成員が中学校、高等学校、高等専門学校、大学または短期大学(以下、学校という)に通学する者であること。

③半数以上の構成員が市内に住所を有する、または市内の学校に通学する者であること。

【団体の例】

○高校の部活動で、顧問やコーチ、保護者が代表となる場合

○中学校の1クラスで団体を作り、担任や保護者が代表となる場合

○地域の中学生で団体を作り、保護者や地域の役員が代表となる場合

○共通の趣味を持った高校生や大学生が集まって団体を作り、そのうちの大学生が代表となる場合

③補助金額

補助対象経費の合計額から当該事業に係る収入(※)の額を差し引いた額以内の額(千円未満切捨)(上限10万円)とします。

※イベントによる売上や、参加者から徴収する参加費など

(3) パートナーコース

①補助対象事業

鶴岡市内に拠点を置き、市の施設又は用地の整備、修繕又は管理を住民主体で取り組む事業

市民の皆さんからの提案に基づき、市民と市が役割分担し、公園など身近な市の施設の整備を協働で行うコースです。対象とする施設・用地によっては、その設置目的などから、事業の提案を受けても実施が難しい場合もあるため、施設等の管理担当課への相談が必要です。

【事業の例※】

- 地域住民が公園の休憩所や木造トイレの美観と長寿命化のために防腐剤塗料を塗布する
- 未利用の市の用地を活用して花壇や憩いの場を整備する

※ 同様の事業の認定を保証するものではありません。

【補助対象とならない事業】

- 必要な作業をすべて業者に委託するなど、事業実施団体が役割を負わない事業
- 市の施設、管理用地以外のものを対象とする事業※

※ 鶴岡市が所有・管理する施設ではない場合には、このコースの実施対象とはなりません。基本コースを活用しての実施が可能かご相談ください。

②補助対象者

次のいずれにもあてはまる団体

- ①5人以上で組織されていること。
- ②半数以上の構成員が市内に住所を有すること。
- ③地域活性化につながる公益的なまちづくり活動を行っていること。
- ④団体の運営に関する定款、規約、会則等を定め、適切な会計処理が行われていること。

③補助金額

補助対象経費の合計額以内の額とし、原則、原材料や消耗品などを現物支給します。
現物支給する物品の購入などの契約手続は、施設・用地の管理担当課が行います。

2. 補助対象者とししない団体

次のいずれかに該当するものは、補助対象者としません。

- ①宗教活動又は政治活動を主たる目的としている団体
- ②特定の公職者又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としている団体
- ③鶴岡市暴力団排除条例（平成24年鶴岡市条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団である団体又は代表者若しくは団体の構成員が同条第3号に規定する暴力団員等である者

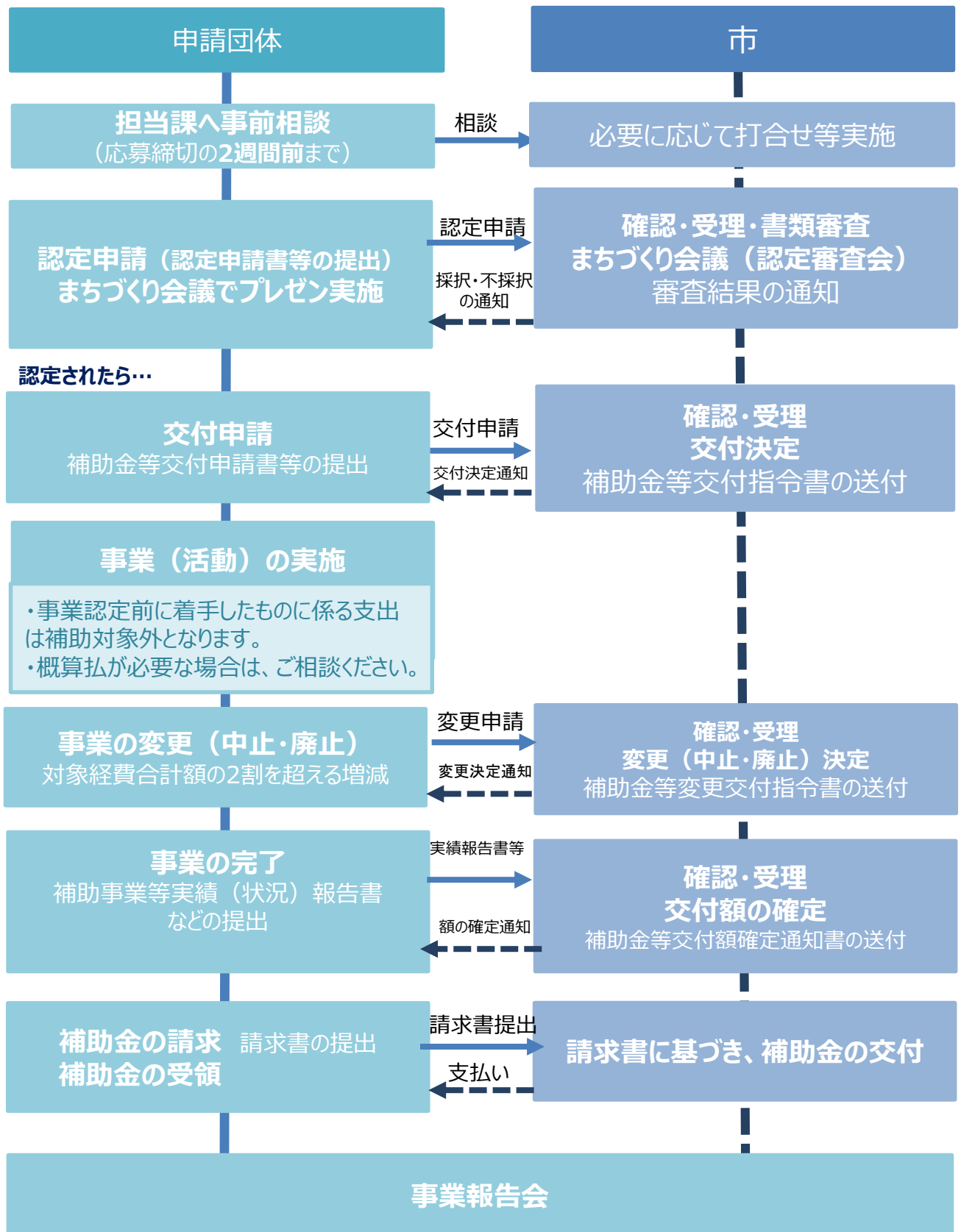
3. 補助対象経費一覧

区 分	内容及び対象となるものの例	対象とならないものの例	基本	学生	パートナー
報 償 費	外部から招いた講師、指導者、専門家、協力者等への謝礼金	・団体構成員への謝金 ・参加費に対して高額な賞品や記念品	○	○	※2
賃 金	・イベント補助のアルバイトへの賃金	・団体構成員に支払う人件費	○	○	※2
旅 費	・外部講師等の交通費、宿泊費	・団体構成員に支払う交通費※1	○	○	※2
食 糧 費	・外部講師の弁当及び茶代 ・作業時の熱中症予防のための最小限の飲み物代	・団体構成員の弁当、飲み物代 ・打上げ等飲食費 ・参加費に対して高額な試食	○	○	※2
消 耗 品 費	<u>1年程度で使い切るもの</u> ・ワークショップで使うペン、付箋代 ・借用した車両のガソリン代	・使い残しが出るほど大量に購入したもの ・個人所有と区別がつかないもの	○	○	現物支給
印 刷 製 本 費	・イベントチラシ、ポスター印刷代 ・コピー代 ・写真現像料		○	○	※2
通 信 運 搬 費	・郵便、荷物の運搬費用 ・切手、はがき代	・インターネット通信料や電話料	○	○	※2
保 険 料	・イベント参加者の保険料		○	○	※2
手 数 料	・振込手数料 ・クリーニング代		○	○	※2
委 託 料 (事業費合計の1/2以内)	<u>委託が必要不可欠であり、事業の趣旨に合致している場合に限る</u> ・外部専門家への調査委託料	・事業の全部または大部分を委託する委託料	○	○	※2
使 用 料	・会場使用料 ・音響機器のレンタル料 ・車両賃借料	・土地・家屋等の賃借料、財産の取得費	○	○	※2
備 品 購 入 費 (事業費合計の2/3以内)	<u>2万円以上の物品のうち、事業に不可欠であり、事業終了後の取扱いが明らかなものに限定</u>	・パソコン、カメラ、プリンター等汎用性が高い物品 ・高額な物品	○	×	※2
負 担 金	事業の実施のために必要な研修やイベントへの参加料等		○	○	※2

※ 1 学生コースでは、公共交通機関を利用した場合の交通費を対象とします。

※ 2 パートナーコースでは、主に施設の修繕・整備に必要な消耗品等を現物支給します。

4. 応募・申請の流れ



5. 事前相談

応募を検討されておりましたら、事務局まで必ず事前相談してください（応募締切の2週間前まで）。事前相談では、以下の内容（実施計画書の事項）などを確認いたします。

- (1) 事業の目的
 - ・なぜその事業を実施するのか
 - ・実施する必要性や背景となる課題 など
- (2) 事業内容
 - ・具体的にいつ、どこで、だれが、なにを、どのように実施するのか
 - ・事業の周知、拡散のための取り組み
 - ・連携、協力する他団体があるのか など
- (3) 事業効果・目標
 - ・事業を実施することで達成する目標
 - ・期待できる効果 など
- (4) 終了後の活動
 - ・補助期間の終了後、中長期的な事業の活動内容 など
- (5) 他の補助・助成制度の活用予定

6. 認定申請

事業の実施を希望する団体は、必ず事前に相談の上、提出書類に必要事項を記入し、提出してください。

【提出書類等】 様式は市ホームページからダウンロードできます。

- ☐ チェックリスト
- ☐ 認定申請書
- ☐ 実施計画書
- ☐ 収支予算書
- ☐ 団体概要書
- ☐ 定款、規約、会則等の団体の運営に関する規程の写し※ 1
- ☐ 会員名簿※ 2
- ☐ コンテンツ使用にかかる同意書
- ☐ 団体の活動概要や事業の内容がわかる参考資料

※ 1 学生や住民自治組織による応募の場合は、提出不要。

※ 2 構成員の氏名、住所、団体内の役割がわかるもの。

7. 審査方法と基準

応募団体には、「鶴岡市まちづくり会議において、企画内容の説明をしていただくとともに、まちづくり会議の質問にお答えいただきます。

まちづくり会議は10月下旬から11月上旬ごろに開催しますので、**応募団体は必ず出席**してください（学生及びパートナーコースは、書類審査のみ）。

応募事業について、鶴岡まち活事業として認定するか否かの審査を行います。審査方法はコースによって異なります。

1 基本コース

【審査方法】

事務局の書類審査に加え、市民まちづくり会議委員によるヒアリング審査（1団体10分程度）

【審査内容】

- （1）波及性：広く市民に周知され活動が広がっていき、他の地域、市民又は団体への意識醸成や活動につながる可能性があるか
- （2）独自性：創意工夫がなされているか。事業の発想や着眼点、先見性などから見て独創性や創造性が感じられるか。
- （3）具体性：課題解決や事業活動の目的・視点・内容などが明確で具体的な事業内容であるか。事業の計画性や実施方法などは具体的で実現可能な事業内容であるか。
- （4）発展性：これまで継続してきた事業をさらに発展させ、広げ、定着して行くことを目指した内容であるか。単発型事業の場合でも、その後の団体の事業展開に有効であることが認められるか。

2 学生コース

【審査方法】：事務局の書類審査

【審査内容】：基本コースの審査内容に加え、以下の内容も審査する。

- （1）学生の自発的な取組みとなっているか。

3 パートナーコース

【審査方法】：申請者と施設・用地の所管課・関係課の協議を経ってから、事務局が書類審査

【審査内容】：基本コースの審査内容と同じ。

8. 補助対象事業に認定されたら…

(1) 交付申請

審査の結果、認定された実施団体は、指定の日までに以下の申請書類を提出していただきます。

- ☐ 補助金等交付申請書
- ☐ 事業計画書
- ☐ 収支予算書

※必要に応じてその他書類を提出する場合があります。

申請を受けて、事務局が内容確認を行い、交付決定を行います。

(2) 事業スタート

交付決定後、事業を開始していただきます。

審査内容にあるように、イベントなど事業は広く市民に周知を行ってください。

※イベントのチラシ、ウェブなど周知するものには、鶴岡まち活を使用している事業であることを明記してください。

※事業内容に変更等生じる場合や、概算払いが必要な場合は、事務局に早めにご相談ください。

(3) 事業の変更（中止・廃止）

事業内容に変更が生じた場合、事務局へご相談ください。対象経費の2割超の増減がある場合、補助金等変更交付申請の手続きが必要です。

(4) 事業完了・実績報告

事業完了後、すみやかに以下の実績報告に関する提出書類を事務局に提出していただきます。

提出期限は、事業終了後30日以内もしくは翌年度4月10日のいずれか早い日です。

- ☐ チェックリスト
- ☐ 補助事業等実績報告書
- ☐ 事業報告書
- ☐ 収支計算書
- ☐ 事業実施状況及び成果を確認できる写真その他書類
例：イベントの周知チラシ・ウェブページ、開催時の写真、開催した旨のウェブページなど
- ☐ 支出した経費内容及び額を確認することができる書類
例：領収書、レシートなど（コピー可）
- ☐ 請求書

提出を受け、事務局で内容確認を行い、補助金額を確定させ、指定口座に補助金を振り込みます。

(5) 事業報告会

補助事業を実施された団体による事業報告会を実施します。

事業報告会は、補助事業を実施された団体にとっては、自分たちの事業を振り返るだけでなく、補助金を活用した成果を示して、活動に対する市民の理解や共感を得る場となります。

また、他団体の事例を学び、今後の連携の可能性を探るチャンスでもあります。

事業報告会は、翌年4月に実施する予定です。

※パワーポイントなどの資料を作成してもらい、事業報告会で事業説明等を紹介いただきます。